

新ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書

平成29年4月

穂高広域施設組合

新ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

目次

第1章	募集概要	1
第2章	事業概要等	2
1.	事業名称	2
2.	対象となる公共施設等の種類	2
3.	公共施設等の管理者	2
4.	事業目的	2
5.	事業内容	2
6.	民間事業者が実施する業務の範囲	4
7.	組合が実施する業務の範囲	6
8.	関係法令の遵守	7
第3章	民間事業者の手続き等	8
1.	民間事業者の募集及び選定等スケジュール	8
2.	選定委員会の設置	9
3.	民間事業者の選定に係る流れ	9
第4章	入札に関する条件	10
1.	応募者の参加資格要件	10
2.	募集要項について	13
3.	参加資格確認（資格審査）	15
4.	提案概要書の提出	16
5.	入札書類の提出	17
6.	民間事業者の決定（提案審査）	19
7.	入札保証金、契約保証金	21
8.	運営事業者の設立	21
9.	その他	22

添付資料1 事業スキーム図（参考）

添付資料2 競争的対話等実施要領

添付様式 募集要項に関する意見・質問書

用語の定義

本入札説明書において用いる用語を次のとおり定義する。

- 組合 : 穂高広域施設組合をいう。
- 組織市町村 : 安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村及び麻績村の1市1町4村をいう。
- 本施設 : ごみ焼却施設、不燃物処理施設、その他本事業において整備・運営される一切の施設・設備の総称をいう。
- 処理対象物 : 1市1町4村で発生し、本施設に搬入する可燃ごみ・不燃ごみ等をいう。
- DBO方式 : 公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間に発注する方式をいう。
- 民間事業者 : 組合と基本協定、設計・建設工事請負契約及び運營業務委託契約（以下3つの契約をまとめて「特定事業契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
- 特別目的会社 : 本事業の運營業務を実施するために、民間事業者が会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として組合組織市町村内に設立する会社をいう。
- 建設請負事業者 : 民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独企業または特定建設工事共同企業体をいう。
- 運營業務者 : 本施設の運營業務を行う特別目的会社をいう。
- 基本協定 : 本事業の落札者として決定したことを確認し、特別目的会社の設立及び特定事業契約の締結に向けて、組合と落札者との間で締結する協定をいう。
- 応募者 : 本事業の入札に応募する応募企業もしくは応募グループをいう。
- 構成員 : 本事業の入札に複数の企業で参加する企業グループを構成する企業のうち、本施設の設計・建設及び運營業務について主体として行う企業をいう。
- 応募グループ : 本事業の入札に複数の企業で応募する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
- 代表企業 : 単独の企業で本事業に参加する場合には、当該企業を指し、応募グループで参加する場合には、構成員を代表して、応募手続等を行う企業をいう。
- 協力企業 : 本事業を実施する企業のうち、事業開始後、建設業務または運營業務について一部を、建設請負事業者または運營業務者から請負することを予定している企業をいう。

- 選定委員会 : 本事業の実施に際して必要となる事項の検討、及び提案審査を行う目的で、組合が設置する学識経験者等で構成される新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会をいう。
- 募集要項 : 本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
- プラント : 本施設のうち、処理対象物を焼却処理または破碎選別処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。

第1章 募集概要

本入札説明書は、本事業に関する制限付きの総合評価型一般競争入札に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書を含む募集要項（入札説明書、要求水準書、契約書案（基本協定書案、建設工事請負契約書案及び運營業務委託契約書案）、落札者決定基準書、様式集）によるものとする。

入札希望者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、必要な提案書類等の作成等を行うものとする。

1. 入札公告日

平成29年4月17日

2. 発注者

穂高広域施設組合 管理者 宮澤 宗弘

3. 事務局

本入札において、本事業の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は、次のとおりとする。

名 称：穂高広域施設組合 新ごみ処理施設整備・運營業業 事務局

担当者：白澤・浅川

住 所：〒399-8302 長野県安曇野市穂高北穂高1589-2

E-mail：hotaka-kouiki-sisetuseibi@ns.anc-tv.ne.jp

T E L：0263-82-2147

F A X：0263-82-8779

第2章 事業概要等

1. 事業名称

新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）

3. 公共施設等の管理者

穂高広域施設組合 管理者 宮澤 宗弘

4. 事業目的

組合では、既存のごみ焼却施設等の老朽化が進行したことに伴い、新たなごみ処理施設を整備することとした。

本事業は、ごみ減量と廃棄物循環型社会形成の推進、さらに環境に配慮した新ごみ処理施設を整備するため、本施設の設計・施工及び運営業務を一括で民間事業者へ委託することで、その経営能力及び技術能力を活用し、新たな工夫も加えて、費用対効果の高い施設整備及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることを目的とする。

5. 事業内容

本事業における施設の整備及び運営は、公設民営（DBO方式）により実施する。

事業者として選定された民間事業者は、必要に応じて特定共同企業体を設立し、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社を設立し、20年1ヵ月間の運営期間にわたって、本施設の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行うものとする。

なお、民間事業者は、約30年間のプラント使用を前提として設計・建設及び運営を行うこととする。

1) 施設の立地条件

(1) 事業用地

長野県安曇野市穂高北穂高1302-11外

(2) 敷地面積

約15,000 m²

(3) 土地利用規制

都市計画区域：安曇野市都市計画区域

用途地域：指定なし

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

建ぺい率：60%以内

容積率：100%以内

都市施設：ごみ焼却施設及び不燃物処理施設等

日影規制：指定なし

2) 施設概要

ごみ焼却施設にあつては、搬入される処理対象物を安定的かつ効率的に処理するとともに、焼却灰などの資源化や熱エネルギーの有効活用を図る。

不燃物処理施設にあつては、搬入される処理対象物を安定的かつ効率的に処理するとともに、処理残渣の減容化に努める。

3) 計画年間処理量

ごみ焼却施設 30,588t/年

不燃物処理施設 619t/年

4) 施設規模

ごみ焼却施設 120t/日 (60t/24h×2炉)

不燃物処理施設 3t/日

※上記施設規模は、運営期間にわたる計画年間処理量により民間事業者の提案とする。

5) 処理方式

ごみ焼却施設 全連続燃焼式 (ストーカ式または流動床式)

不燃物処理施設 破碎、選別、圧縮

6) 事業期間

建設期間：平成30年4月から平成33年2月末

運営期間：平成33年3月から平成53年3月（20年1ヶ月）

7) 契約の形態

契約の形態は、次のとおりとする。なお、基本協定、建設工事請負契約、運營業務委託契約及び3つの契約をまとめた特定事業契約の締結主体を添付資料1「事業スキーム図（参考）」に示す。

- (1) 組合は、民間事業者の本施設の設計・施工及び運營業務を一括で委託又は請け負わせるために、本事業に関する基本協定を民間事業者と締結する。
- (2) 組合は、基本協定に基づいて建設請負事業者と本事業に関する建設工事請負契約を締結する。
- (3) 組合は、基本協定に基づいて特別目的会社と本事業に関する運營業務委託契約を締結する。

6. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

本事業の実施にあたっては、施設の機能面、安全面については十分に配慮し、新規の設計概念等も導入してコスト（建設費及び運営費）低減を重視した計画とするように配慮する。

1) 設計・建設業務

建設請負事業者は、組合と締結する建設工事請負契約及び組合の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。

設計・建設業務については、プラント工事、建築工事及び建築設備工事、土木工事、外構工事及びその他本事業の実施に必要な工事を行う。

さらに、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。

また、建設請負事業者は、要求水準書及び建設工事請負契約書等に明記されていない事項であっても、工事の目的及び施工上当然必要と思われるものについては、組合の指示に従い、建設請負事業者の負担と責任において達成しなければならないものとする。

2) 運營業務

- (1) 運営事業者は、組合と締結する運營業務委託契約に基づき、本施設の運營業務として、ごみの受け入れ、受入供給設備・燃焼設備・破砕処理設備・燃焼ガス冷却設備・排ガス処理設備・余熱利用設備（熱回収設備）・

選別設備・通風設備・灰出し設備・残渣物等処理設備・搬出設備・排水処理設備等の運営・管理、エネルギー利用、用役管理、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃、保安警備、環境管理、情報管理業務等を行う。

- (2) 運営事業者は、焼却炉の炉底より排出された灰（以下「焼却灰」という。）及び集じん装置、ボイラその他排ガス処理工程で捕集された灰（以下「飛灰」という。）を薬剤処理したもの（以下「飛灰処理物」という。）等の副生成物を、貯留及び組合が指定する民間委託業者の運搬車両への積み込みを行う。なお、焼却灰及び飛灰処理物の運搬、処理処分費用は組合が負担する。また、不燃物処理施設から排出された可燃残渣は、運営事業者が運搬し、ごみ焼却施設で処理を行う。
- (3) 運営事業者は、本施設に搬入される金物類、廃蛍光管、廃乾電池、不燃物処理施設から発生した不燃残渣をストックヤード棟にて貯留を行い、組合の指定する再生業者または運搬業者への積み込みまたは積み込み補助を行うこととする。運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内での利用等を行うことができる。なお、民間事業者が提案した売電電力量による収益は、本組合に帰属し、運営事業者の運転上の工夫等によって、民間事業者が提案した売電電力量を超えた場合の収益については、本組合と運営事業者とで運営業務委託契約書案により配分することとする。
- (4) 運営事業者は、学校等の施設見学者への対応を行うものとし、見学者対応に必要な資料の作成を行うこととする。また、組合が行う市町村等の見学者対応についての同行及び資料作成を行うこととする。
- (5) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して住民等から意見を受けた場合、初期対応を行い、速やかに組合に報告するものとする。また、運営事業者は必要に応じて組合と協議の上資料を作成し、住民との協議へ参加することとする。
- (6) 運営事業者は、業務の実施にあたり地元貢献に配慮するものとする。

3) 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。したがって、本施設の解体撤去は、本事業の範囲には含まないこととする。

また、組合は、事業期間終了前に終了後の本施設の運営方法について検討するものとするが、建設請負事業者及び運営事業者は、組合の検討に際して次の事項に関して協力することとする。

- (1) 所有する図面・資料の開示

- (2) 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
- (3) 運営業務全般に係る指導
- (4) 運営期間中の財務諸表及び次の項目に関する費用明細等の提出
 - ・ 人件費
 - ・ 運転経費
 - ・ 維持管理費
 - ・ 調達費
 - ・ その他
- (5) 本施設の機能検査

7. 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 用地の準備

本事業を実施するための土地の確保並びに都市計画決定手続きは組合において行う。

2) 処理対象物の搬入

組合は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

3) 本事業の監視

組合は、設計・建設業務において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、運営業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

4) 資源化物の売却

組合は、運営期間中において本施設から発生する資源化物の売却を行う。

5) 施設見学者への対応

組合は、市町村等の施設見学者について、運営事業者の補助のもと、適切な対応を行うこととする。

6) 建設費及び運営委託料の支払い

組合は、穂高広域施設組合財務規則等に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

7) その他

組合は、本施設の設計・建設に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を行う。

8. 関係法令の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守する。

第3章 民間事業者の手続き等

1. 民間事業者の募集及び選定等スケジュール

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。なお、民間事業者の選定は、制限付きの総合評価型一般競争入札により行う。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである。

No.	項 目	日 程
(1)	入札の公告	平成 29 年 4 月 17 日(月)
(2)	募集要項の配布開始	平成 29 年 4 月 17 日(月)
(3)	資格審査に係る質問の受付締切	平成 29 年 4 月 24 日(月)
(4)	資格審査に係る質問への回答	平成 29 年 5 月 1 日(月)
(5)	資格審査申請書の受付締切	平成 29 年 5 月 12 日(金)
(6)	資格審査の実施	平成 29 年 5 月 19 日(金)
(7)	資格審査結果の通知	平成 29 年 6 月 2 日(金)
(8)	募集要項(要求水準書等)に関する質問受付締切	平成 29 年 5 月 19 日(金)
(9)	募集要項(要求水準書等)に関する質問への回答	平成 29 年 6 月 2 日(金)
(10)	競争的対話の実施	平成 29 年 7 月中旬
(11)	技術提案書・入札書等の提出	平成 29 年 8 月 21 日(月)
(12)	基礎審査の実施	平成 29 年 9 月
(13)	非価格要素及び価格審査(総合的な評価の実施)	平成 29 年 10 月上旬
(14)	落札者の決定	平成 29 年 10 月上旬
(15)	審査講評の公表	平成 29 年 11 月中旬
(16)	基本協定の締結	(15)の後速やかに
(17)	特別目的会社の設立	(16)の後速やかに
(18)	契約詳細の協議	平成 30 年 1 月以降
(19)	仮契約(建設工事請負契約)の締結	平成 30 年 3 月
(20)	建設工事請負契約の議会議決	平成 30 年 4 月
(21)	建設工事請負契約・運營業務委託契約の締結	平成 30 年 4 月

2. 選定委員会の設置

組合は、民間事業者の選定に係る審査に当たり、選定委員会を設置する。選定委員会は、学識経験者、組織市町村職員及び組合職員で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を組合に報告する。

3. 民間事業者の選定に係る流れ

民間事業者の選定に係る流れを以下の図 1 に示す。

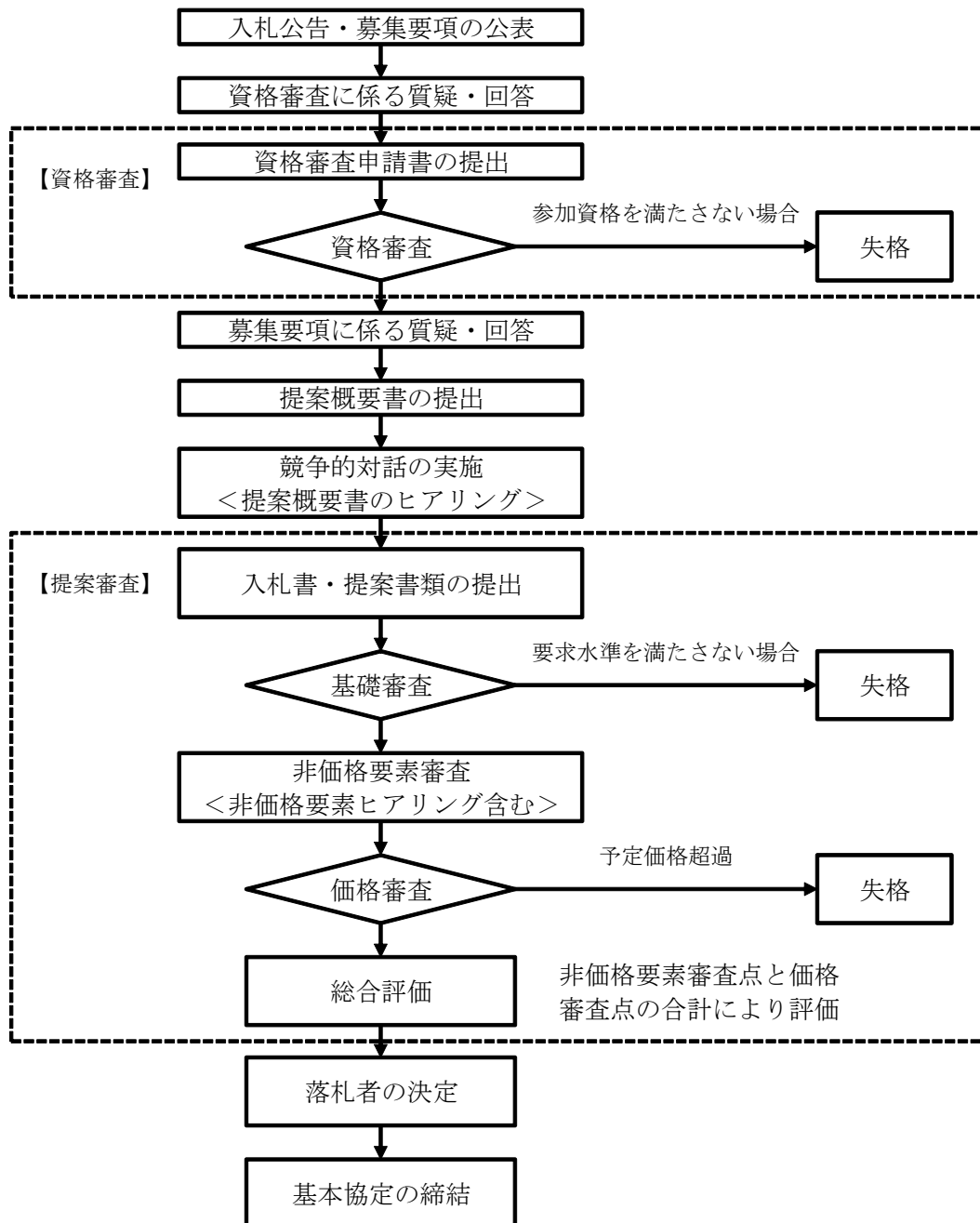


図 1 事業者の選定フロー

第4章 入札に関する条件

1. 応募者の参加資格要件

入札に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこととする。また、組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

組合は、参加資格審査申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。

1) 応募者の構成等

- (1) 応募者は、「第2章 6. 民間事業者が実施する業務の範囲」に掲げる業務等を実施する予定の者（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認める。）とする。なお、代表企業及び運營業務を行う企業は、特別目的会社に出資を行うこととし、その他の構成員の出資は任意とする。
- (2) 応募グループの構成企業は「構成員」または「協力企業」から構成されるものとする。
- (3) 応募グループにあっては、ごみ焼却施設のプラント主要部分について設計・施工する企業を代表企業として定めることとし、応募者は、代表企業を兼ねることとする。
- (4) 応募者は、設計・建設業務、運營業務のうち一部を担当する協力企業を定めることができる。ただし、プラントの建設業務及び運營業務は、応募者または構成員が行うこととする。
- (5) 応募者は、代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすることとする。ただし、協力企業については基本協定締結時に明らかにしても良い。
- (6) 構成員または協力企業には、組織市町村内に本社又は本店がある企業を含むものとする。
- (7) 代表企業または応募グループの構成員が、他の代表企業または応募グループの構成員もしくは協力企業となることは認めない。
- (8) 代表企業と関連会社の関係にある企業が、他の代表企業、応募グループの構成企業となることはできない。
- (9) 同一代表企業が複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者の共通参加資格要件

代表企業及び応募グループの構成企業は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であることとする。
- (2) 組合及び組織市町村において指名停止を受けていない者であることとする。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分を受けていない者であることとする。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であることとする。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であることとする。（会社更生法に基づく更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）
- (6) 現時点で法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税、市町村税を滞納していない者であることとする。
- (7) 安曇野市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 26 日条例第 3 号）2 条の規定に該当する者でないこととする。
- (8) 本事業に関する組合のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にあるものまたはこれらのものと資本若しくは人事面で関連がある者でないこととする。

3) 本施設の設計、建設を行う企業

代表企業または応募グループの構成企業のうち、本施設の設計・建設を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の該当する要件を満たすこととする。

- (1) 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていることとする。
- (2) 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であることとする。
- (3) 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成 10 年 10 月 28 日生活衛生局環境部長通知、平成 14 年 11 月 15 日一部改正）に適合する技術資料及び技術を保証する

資料等を提示することができることとする。

技術資料及び技術を保証する資料とは、廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理性能指針【IV. 1. (1)～(4)】に記載する内容を指し、実績工場における工場長等の証明書を添付することとする。

- (4) プラントの設計・建設を行う企業は、建築業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,200 点以上であることとする。
- (5) プラントの設計・建設を行う企業は、以下の条件に該当する一般廃棄物処理施設の地方公共団体へ元請けとして納入した実績を有することとする。
 - ・平成12年度以降に発注され、平成29年3月31日時点において、延べ3年以上の稼働実績があるストーカ式または流動床式焼却施設で、1炉あたり60t/日以上以上の規模かつボイラ・タービン式発電設備を有していることとする。
- (6) 「清掃施設工事」及び「建築一式工事」の工種毎に配置できる専任の監理技術者を有することとする。

4) 運營業務を行う企業の要件

代表企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の運營業務を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこととする。

- (1) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、ごみ焼却施設その他可燃ごみ処理施設のうち、1 炉 60t/日以上以上の規模かつボイラ・タービン式発電設備を有する施設において、平成 29 年 3 月 31 日時点で延べ 3 年以上の運転管理実績を有していることとする。
- (2) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物を対象としたガラスくず、陶磁器類の処理、破碎機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備において、平成 29 年 3 月 31 日時点で延べ 3 年以上の運転管理実績を有していることとする。
- (3) (1)の施設での運転管理実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上特別目的会社に専任で配置し、業務に従事させることとする。

5) 参加資格の喪失

応募者の構成企業が、入札公告日から事業契約の締結までの間に、上記 1)～4)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消す。

6) 応募者の代表企業、構成員の変更

応募者の代表企業、構成員の変更は、原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、協議を行い、変更してもなお上記 1)～4) に掲げる資格を満たすことを組合が確認し、組合が当該変更を妥当と認めるときは、その変更を認めるものとする。

2. 募集要項について

1) 募集要項の構成

募集要項は、次の(1)から(5)までの書類により構成される。募集要項は、入札書類を作成するにあたっての基本条件を示すものである。

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 落札者決定基準書
- (4) 契約書案（基本協定書案、建設工事請負契約書案、運営業務委託契約書案）
- (5) 様式集

2) 募集要項の公表

募集要項は、次のとおり公表する。

- (1) 日 時：平成29年4月17日（月）
- (2) 方 法：組合のホームページで公表する。

応募者には、建設用地の視察を実施する。建設用地の視察期間は平成29年4月24日（月）から平成29年5月19日（金）まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。なお、建設用地の視察を希望する者は、希望日の3日前の17時までに事務局の電子メールアドレスに、次の事項を送信することとする。メール件名は「建設用地の視察申込み」とし、事務局からの返信をもって申込み完了とする。

- ① 企業名
- ② 担当者名、所属部署名
- ③ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ④ 建設用地の視察の希望日時

3) 募集要項説明会

募集要項説明会は、実施しない。

4) 募集要項に対する質問回答

募集要項に対する質問回答を以下の(1)～(3)のとおり実施する。要求水準以上の性能の発揮が可能な場合で、要求水準と異なった提案を行う可能性がある場合は、本質問回答において、内容の適合について、確認を行うことができるものとする。このうち特に、代替提案を希望する場合には、「募集要項に関する質問書」(添付様式)の「3. 要求水準書に関する意見・質問」に提案内容を記載(必要に応じ、図面等を添付すること)すること。なお、質問者のノウハウ、独自の提案にかかる質問回答については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。代替提案に関する事項等で個別回答を希望する場合はその旨を記載すること。ただし、内容がすべての提案や要求水準一般にかかるものである場合は、すべての質問者に伝えることがあるので留意すること。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

(1) 質問の受付及び回答スケジュール

【資格審査申請書等に関する質疑回答期間】

- ① 受付期間 平成29年4月24日(月)17時00分まで
- ② 回答期限 平成29年5月1日(月)17時00分まで

【募集要項(要求水準書等)に関する質疑回答期間】

- ① 受付期間 平成29年5月19日(金)17時00分まで
- ② 回答期限 平成29年6月2日(金)17時00分まで

(2) 質問の方法

質問のある者は、「募集要項に関する質問書」(添付様式)にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質問は受け付けないこととする。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

ただし、当該質問に関する質問者からの電話による受信確認の連絡は、受け付けるものとする。

(3) 回答方法

組合は、回答を作成し、ホームページにて公表する。質問の性質上、個別に回答する必要がある場合については、「募集要項に関する質問書」(添付様式)に記載されているメールアドレス宛てに送付するものとする。

3. 参加資格確認（資格審査）

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、組合の審査を受けるものとする。

1) 資格審査申請書等の提出

応募者は、「第4章 1. 応募者の参加資格要件 1)～3)」に掲げる参加資格を有することを証明するため、資格審査申請書及び資格証明書類（以下「資格審査申請書等」という。）を事務局に提出しなければならない。

2) 応募者が提出する資格審査申請書等

資格審査申請書等として提出する書類は、別途、提示している様式集のとおりとする。

3) 資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、正本1部、副本16部を持参又は郵送（書留）により提出することとする。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

4) 資格審査申請書等の受付

(1) 受付期間：平成29年5月12日（金）まで

(2) 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(3) 受付場所：穂高広域施設組合 穂高クリーンセンター事務局

5) 資格確認方法

応募者の資格確認は、提出された資格審査申請書等に対する書類審査より行う。

6) 資格審査結果

資格審査結果は、平成29年6月2日（金）以降に書面（「資格審査結果通知書」）により各応募者へ通知する。

7) 審査結果理由の説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができるものとする。

(1) 説明請求の期日等

資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面で回答する。

4. 提案概要書の提出

応募者が提出する本事業についての提案概要書には次の5項目に関する概要を各項目毎にA3サイズで6枚以内とし、簡潔に記載することとする。

- ①処理フロー
- ②構内配置計画、車両動線計画
- ③施設各階平面図、断面図
- ④主要設備の概要
- ⑤施設規模算定の根拠

提出にあっては、A4サイズに折り込んだ上で、A4縦長綴じ片面印刷で作成し、正本1部、副本8部、CD-R/RW 2セット（使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版)2010）を提出する。

なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

1) 提案概要書の受付

- (1) 受付期間：平成29年6月30日（金）まで
- (2) 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (3) 受付場所：穂高広域施設組合 穂高クリーンセンター事務局

5. 入札書類の提出

1) 入札書類の構成書類

資格審査を合格した応募者は、入札書及び本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下「入札書類」という。）を提出すること。

入札書類の構成は、次のとおりとする。入札書類は、様式集に沿って作成するものとし、(1)入札書は封筒に封緘するものとし、(4)事業計画書のうち様式第10号-1及び様式第10号-2は副本には入れないこととする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、入札書類に応募者を直接的に特定できる記述を行わないものとする。

- (1) 入札書【様式第7号】
- (2) 技術提案書【様式第8号】
- (3) 非価格要素提案書【様式第9号】
- (4) 事業計画書【様式第10号】
- (5) 業務分担届出書【様式第11号】

2) 入札書類の提出方法

入札書類については、(1)～(5)は正本1部、副本16部、CD-R/RW 2セット（正本1部、副本1部）を準備し、持参又は郵送（書留）により提出することとする。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

なお、CD-R/RWには、入札書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章等）のみを格納することとする。電子データでの提出が困難なもの（図面等）に限り別添とすることとする。また、CD-R/RWへの格納の条件は、次のとおりとする。

- (1) CD-R/RW：Windowsフォーマット
- (2) OS：Microsoft 社製のWindows
- (3) 使用アプリケーション：Microsoft社製のWord（2010以下）
Excel（2010以下）

3) 入札書類の受付

- (1) 受付期間：平成29年8月21日（月）まで
- (2) 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (3) 受付場所：穂高広域施設組合 穂高クリーンセンター事務局

4) 入札の辞退

応募者は、入札書類の受付締切日まで随時入札を辞退することができるものとする。本入札を辞退する場合は、平成29年8月21日（月）までに「入札辞退届」【様式第12号】を事務局に持参又は郵送（書留）するものとする。

5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為による入札をしたとき
- (6) 入札に関し不正の行為があったとき
- (7) 入札書に記載された金額、氏名、件名、又は印形が認知し難いとき
- (8) 入札書に記載された建設費又は運営委託料のいずれかの金額が予定価格に達していないもの
- (9) その他入札条件に違反したとき

6) 入札に当たっての留意事項

入札にあたっては、応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を入札に参加させず又は入札の執行を延期又は取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

7) 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めないこととする。ただし、この規定は審査の過程において、組合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げないものとする。

6. 民間事業者の決定（提案審査）

1) 落札者の決定方法

組合は、落札者決定基準書に基づき、次の(1)から(5)までの手順を経て落札者を決定し、その結果を各応募者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

(1) 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

(2) 非価格要素審査

(1)の基礎審査を通過した応募者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

なお、非価格要素審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、必要に応じて、選定委員会によるヒアリングを実施する。

(3) 予定価格

本件は、予定価格を事前公表する。

予定価格

建設費 11,000,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

運営委託料 10,000,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 価格審査

(3)に示す建設費の予定価格と運営委託料の予定価格のいずれも超過していない最終審査対象者の入札価格を落札者決定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し、価格審査点を算定する。

(5) 落札者の決定

(2)で決定した非価格要素審査点と(4)で決定した価格審査点から落札者決定基準書に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「落札者」とする。なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、くじ引により落札者を決定する。

(6) 落札者の失格

応募グループを構成する企業が、落札者決定から契約締結までに、組合と

の建設工事請負契約及び運營業務委託契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合
- ② 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、組合の判断により、当該協力企業の変更を認める場合がある。

2) 落札者決定後の手続

(1) 契約詳細の協議

組合と民間事業者は、落札者決定後、基本協定、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結のために契約詳細の協議を実施する。なお、契約詳細の協議は、契約書案における詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものとする。

(2) 契約の締結

組合は、民間事業者と次のとおりの契約を締結する。

① 新ごみ処理施設整備・運營業務に関する基本協定

組合と全ての構成企業の間で締結する本事業の実施（本施設の設計・建設及び運営）に関する包括的、基本的な協定

② 新ごみ処理施設整備・運營業務に関する建設工事請負契約

組合と建設請負事業者が（3）の規定に従い締結する本施設の設計・建設に関する契約

③ 新ごみ処理施設整備・運營業務に関する運營業務委託契約

組合と運營業務者が締結する本施設の運營業務の委託に関する契約

(3) 建設工事請負契約の締結方法について

本事業では、民間事業者のうち、プラントの設計・建設を行う企業と建築物等の設計・建設を行う単独企業または複数の企業により、結成される特定建設工事共同企業体と建設工事請負契約を締結する。

なお、詳細は、基本協定の中で規定するものとする。

(4) 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを

想定している。民間事業者は、組合が行う交付金の申請手続等に協力するものとし、関連資料等の作成を行うものとする。

7. 入札保証金、契約保証金

1) 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は、免除する。

2) 契約保証金

建設請負事業者及び運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に組合に差し入れることとする。

8. 運営事業者の設立

落札者は、落札者決定後速やかに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、運営事業者を設立するものとする。運営事業者の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。

- (1) 本店所在地を長野県安曇野市とすること。
- (2) 落札者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- (3) 落札者のうち、プラントの設計・建設を行う企業の議決権付普通株式の保有割合が、設立時から事業期間を通じて100分の20を超えるものとする。
- (4) 運営事業者は、本施設の引渡し日から事業期間を通じて、運営事業者が提案した資本金を維持すること。
- (5) 運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出することとする。
- (6) 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。
- (7) 本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。運営事業者を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、組合にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

9. その他

1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続のうち、応募者が実施する行為に関しては、自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

2) 著作権等

提出された入札書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、組合は、提案書の全部又は一部を無償で使用するものとする。

3) 募集要項等の使用の制限

組合から提示された募集要項は、本入札への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないものとする。

4) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書類、質問、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

5) 審査結果理由の説明請求

審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができるものとする。

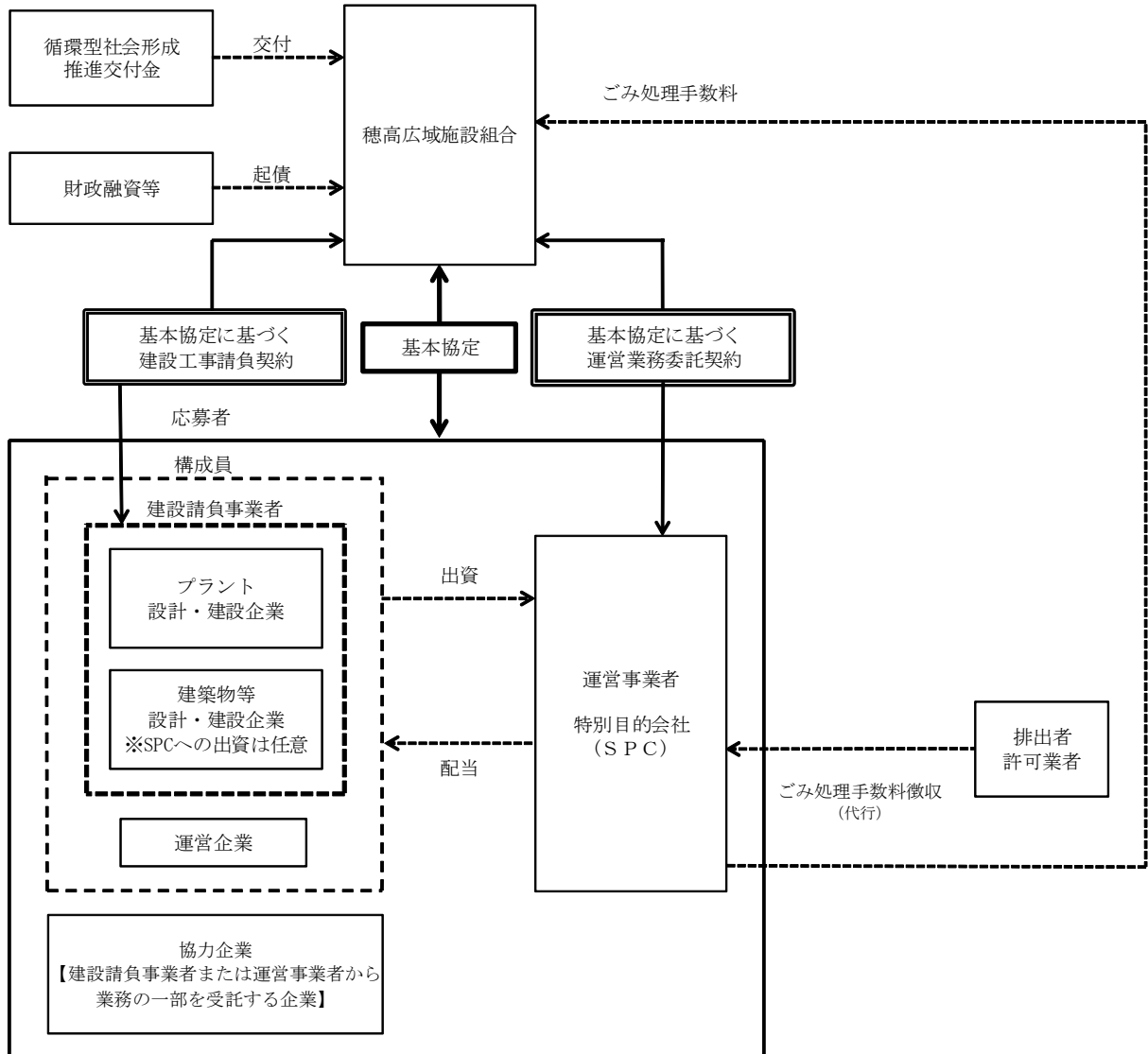
(1) 説明請求の期日等

審査結果の理由の説明を求める場合には、組合が公表した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行うものとする。

【添付資料1】



事業スキーム図 (参考)

【添付資料2】

競争的対話等実施要領

今回実施する民間事業者選定においては、提案書の提出前に、確実に発注者の意図（施設の整備に関する事項及び運営に関する事項）が民間事業者に伝わり、その意図が提案書に反映されるように、「提案仕様のレベル合わせ」、「事業のリスク構造の明確化」といった観点から、発注者と民間事業者が意見交換をする場（ヒアリング等）である「競争的対話」等を実施する。

1 競争的対話等の実施時期

競争的対話は、提案書類の提出前に実施する。

2 競争的対話等の内容

提案書類提出前の競争的対話では、資格審査段階で提出していただいた資料のうち、独自提案についての質問（明瞭化）と、次に示す内容について明瞭化を行うため面接ヒアリングおよび個別の質問応答により実施する。

- ①処理フロー
- ②構内配置計画、車両動線計画
- ③施設各階平面図、断面図
- ④主要設備の概要
- ⑤施設規模算定の根拠

3 対話実施形態

提案書類提出前に実施する競争的対話は事務局において実施する。

【添付様式】

新ごみ処理施設整備・運営事業
募集要項に関する意見・質問書

提出者
企業名 : _____
担当者名 : _____
連絡先 : (住所) _____
: (電話番号) _____
: (メールアドレス) _____

1. 入札説明書に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

2. 落札者決定基準書に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

3. 要求水準書に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

4. 様式集に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

5. 基本協定書案に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

6. 建設工事請負契約書案に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								

7. 運營業務委託契約書案に関する意見・質問書

番号	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	7	1	2)	(3)				
1								